



今月のお知らせ

感染症の流行状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

ペン習字教室

日時：11月18日(月) 13時30分～
場所：さわやか人権文化センター
内容：「絵手紙」「実用的な書」「石への描画(ストーンアート)」など
～いつでも、どこでも、誰でも、楽しめること～



手話教室

日時：11月20日(水) 19時30分～
場所：さわやか人権文化センター
手話で簡単な日常会話、子どもから大人まで楽しく学びましょう。



さわやかサロン

日時：11月21日(木) 13時30分～
場所：さわやか人権文化センター
内容：こんにちは 訪問看護です！
訪問看護について何でもお答えします。
簡単な健康チェックもします。

ゆとり教室

日時：11月29日(金) 11時00分～
場所：上米積 老人憩いの家
法話：阪本 仁さん
「一緒に生命の大切さを考えましょう」

「みんなの楽級」参加者募集！

日時：11月30日(土) 14時00分～
場所：さわやか人権文化センター

内容：ガーデニング 花の寄せ植え

参加費：(材料代) 1,000円程度

定員：15人程度

参加申込先：さわやか人権文化センター(電話・FAX 28-2017)

申込締切：11月21日(木)

高齢の人も若い人も、学生も、皆様のご参加をお待ちしています



困りごとはありませんか？ 人権が侵害されていませんか？

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市 人権政策課
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇しましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

電話 22-8130
電話/FAX 28-2017

さわやか人権文化センターだより

さわやか

2024年11月1日発行 No.361
〔発行所〕さわやか人権文化センター
〔所在地〕〒682-0602 倉吉市上米積 1074-1
〔電話兼ファックス〕0858-28-2017
〔メールアドレス〕sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をおよせください。

第27回 さわやか人権フェスティバル

開催日 12月7日(土)～10日(火)

会場 さわやか人権文化センター

【テーマ】みんなでつくろう 人権の和
～一人ひとりの「私」が未来をつくる～

人権問題講演会

日時 12月7日(土) 13時30分～

講師

ジェシー 釋萌海 さん
(福井県 高雲寺 住職)



スイス生まれのジェシーさんは、自分の道を模索するなか、仏教に出遇います。母の安楽死にかかわり、「命は誰のものか」を深く考えるようになります。そうした多くの体験から「命の大切さ」について、お話をされます。

「命を大切にすること」という考えは、差別を受けてきた痛みからも生まれています。

★食事サービス 12月8日(日) 昼

★啓発ビデオ上映 12月8日(日)

作品展示

日時 12月7日(土)～10日(火)

手芸品、寄せ植え等 教室作品及び個人の作品、保育園・児童センター・小学校児童・中学校生徒の作品、食生活改善啓発など展示します。



昨年の様子

作品展示コーナー

地域の皆様の作品を募集！

地域の講座でつくった作品や趣味でつくった作品をフェスティバルに出品しませんか？
さわやか人権文化センターまでご連絡ください。(電話：28-2017)

詳細は、さわやか人権文化センターだより12月号でご案内します。

倉吉市性的マイノリティ講演会

なぜ今制服を変えるのか ～ジェンダーレスの視点から～

現在、倉吉市教育委員会において生徒の多様性に配慮した「倉吉モデル中学校統一制服」の導入に向け準備を進めています。

制服という身近なテーマから、「ジェンダーレス」の視点や、性の多様性、性的マイノリティについて考え、理解を深めませんか？

○日時 11月14日（木） 19時～20時30分

○会場 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

○講師 やまぐち しょういち 山口 颯一 さん（一般社団法人 ELLY 代表理事）

○参加について

参加費無料ですが、事前の申し込みが必要です。

電話またはFAX、電子メールにて、参加される方のお名前と電話番号（当日連絡が取れる番号）をお知らせください。

申込先：倉吉市人権政策課 電話 22-8130 FAX 22-8230

メールアドレス danjo@city.kurayoshi.lg.jp

久米中校区同研 社会教育部会交流会

倉吉市内の各町区・集落で町内学習会が開かれています。久米中学校区の社・北谷・高城地区でも毎年、工夫しながら町内学習会を開催していますが、同じ久米中校区でも他の地区でどのように学習が進められているのか、詳しいことがわからないのではないかと思います。

そこで今回は、社地区の町内学習会の取り組みを報告していただき、私たちのまわりで行われている活動を出し合い、交流していきます。

○日時 11月19日（火） 19時00分開会

○場所 高城ふれあいセンター（倉吉市上福田 久米小学校東隣り）

○内容 ① 講演

社地区町内学習会のコロナ禍におけるビフォー＆アフターの取り組み
～町内学習会のコロナ禍の5年間の取り組み～

講師 佐々木 利夫 さん（社地区同和教育推進協議会 会長）

② グループでの話し合い

○参加申込 11月5日までに、社、北谷、高城の各コミュニティセンターまたは、さわやか人権文化センターへご連絡ください。（さわやか人権文化センター電話：28-2017）



「アイヌ問題」は私たちみんなの問題！



アイヌの人たちが差別に苦しむ現実があります。その現実をみんなが知り、考えていかなければならないのですが、鳥取県に住む私たちは、アイヌの人たちのことは遠い話と思っているのではないのでしょうか。

アイヌ大地と鳥取県

明治維新以降、鳥取県をはじめ全国で約200万人の和人（アイヌ民族以外の日本人）が北海道に移り住んでいます。

釧路地方の地名には、「鳥取」という文字がたくさん使われています。鳥取県から多くの人が釧路に移住し、土地を『開拓』していきました。しかし、そこは未開の地ではなく、アイヌの人たちの生活の場だったのです。北海道への移住がアイヌの人たちの暮らしに深く影響しているのです。

アイヌ民族への厳しい差別

アイヌの人たちにとって命の源・狩猟場である山林野は、“未開拓地”とされて一方的に政府に奪われました。その土地は移住者に分配され、“大開発”の名のもとに自然破壊が推し進められました。これによって、アイヌの人たちの生活の場は狭められました。暖房や炊事に必要な薪の入手にも支障をきたすこともありました。

そして、それまでの伝統的狩猟や漁労手段も禁止され、無理やり農民化させる方策がとられました。しかし、アイヌの人たちに与えられた土地の多くは農業に向かない土地でした。その結果、農業に失敗して土地を没収された人たちが多くいました。

さらに、アイヌ語や風習・信仰が禁止されて、日本語や日本名が強要されました。その同化政策の一方で、学校や地域社会、就職や結婚の際には差別が平然と行われました。

アイヌ民族に関する全国意識調査 2016年 内閣府実施

アイヌ民族への差別や偏見についての問いに、アイヌの人たちは72.1%が「現在もあると思う」と答えたのに対して、国民全体を対象とした同様の質問では、「あると思う」が17.9%と低く、両者の間にかなり大きな意識の差が浮かびあがっています。

「差別や偏見があると思う」と答えた国民に、“あると思う理由”を尋ねたところ、「報道などを通じてアイヌの人びとが差別を受けているという話を聞いたことがある」「漠然と差別や偏見があるイメージがある」と答えた人が多くいました。

さらに見逃せないのが、「差別や偏見があると思う」と回答したアイヌの人たちのうち、実際に差別を受けたという割合は36.6%でした。アイヌの人たちに対する差別は、今現在も決して少なくはありません。

いろいろな文化が共に生きる社会に

長く続いた同化政策により、アイヌの言葉や文化が禁止され、儀式や行事を行うことは少なくなってしまいました。しかし、1980年代から、いろいろな儀式、文化を再びよみがえらせ、伝統的な踊りや歌、アイヌ語などを受け継いでいこうと運動するアイヌの人たちが増えてきました。そこにアイヌ民族以外の人たちも加わって、その運動はさらに盛り上がるようになりました。

現在、このような活動ができるのは、アイヌの人たち

の生活や資源、文化が奪われ、差別と偏見にさらされながらも、長く苦しい時代を乗り越えて、伝統の文化を守ってきた先人がいることを忘れてはいけません。

日本を含め各国や地域には、さまざまな民族がいるのはごく自然なことです。そこに住む人たちが共に生き、仲良く、豊かにしていくには、それぞれの民族や地域の歴史と文化を『尊重し理解し合う』ことが大切です。

アイヌ問題とは、アイヌの人たちが解決しなければならない『問題』ではありません。北海道や東北地域の『問題』でもありません。アイヌ民族の人権に関わる問題は、私たちの『問題』として考えていかなければなりません。